

令和5年度

学校給食における 食物アレルギー対応について



令和5年9月27日（水）
千葉県教育庁教育振興部
保健体育課

本日の内容

- 1 令和3年度以降学校給食を起因とした食物アレルギーによる救急搬送件数
- 2 食物アレルギー発症の傾向
- 3 情報提供

令和3年度以降
学校給食を起因とした
食物アレルギーによる
救急搬送件数について

2 新規発症者の割合

	令和5年度 4月～7月	令和4年度
新規発症割合	67%	85%
新規発症件数	4件	11件
全件数	6件	13件

令和5年度7月末現在 新規発症者以外 2件 33%

3 原因食品事例

	令和5年度 4月～7月	令和4年度
新規発症	木の实 3 魚 1	木の实 2 甲殻類 2 小麦 2 果物 2 魚・乳・大豆 1
新規発症以外	果物 1 魚 1	きのこ 1 デザート 1

食物アレルギー発症の傾向

3 原因食品事例

	令和5年度 4月～7月	令和4年度
新規発症	木の実 3 魚 1	木の実 2 甲殻類 2 小麦 2 果物 2 魚・乳・大豆 1
新規発症以外	果物 1 魚 1	きのこ 1 デザート 1

新規発症者 防止の手立て

1 広報

- * 入学説明会
- * 学級・学年懇談会
- * 学校だよりや給食だより
- * 市町村や学校のホームページ

新規発症者 防止の手立て

2 情報の把握

- * 入学（転入）前の学校や
保育園・幼稚園等との連携
- * 提供前の確認

新規発症者 防止の手立て (症状を有した場合)

3 校内研修等の充実

- * 全職員が食物アレルギーやアナフィラキシーの正しい知識をもつ
- * 実践的な研修を定期的に実施する

新規発症者以外 防止の手立て

- * 市町村の食物アレルギー対応基本方針に基づき対応する
- * 問題がある場合は、食物アレルギー対応委員会等で提起する
- * マニュアル等で共通理解を図り、日々確認作業と定期的なシミュレーション検討等を実施する

- ① 児童生徒等の食物アレルギーに関する正確な情報の把握
- ② 教職員全員の食物アレルギーに関する基礎知識の充実
- ③ 食物アレルギー発症時にとる対応の事前確認（必要に応じて訓練の実施）
- ④ 学校給食提供環境の整備（人員及び施設設備）
- ⑤ 新規発症の原因となりやすい食物（ピーナッツ、種実、木の実類やキウイフルーツなど）を給食で提供する際の危機意識の共有及び発症に備えた十分な体制整備

《報告書（様式1）に載せていただきたい内容①》

○喫食～観察開始

- ・全体を時系列で
- ・当日の給食メニュー
- ・給食喫食の様子（お代わりしたもの 残したもの等）
- ・喫食から発症までの様子（昼休みや5校時など運動等）
- ・保健室での様子（時系列）
- ・（わかれば）脈拍
- ・発疹等の有無
- ・箇所
- ・その他の症状

○症状について（推測含む）

- ・医師の発言（疑い含む）
- ・食事制限等（給食・家庭含む）
- ・処方薬等
- ・その他
- ・静養等の必要の有無
- ・運動制限等の有無

(様式1)	
アレルギー事故等発生報告書	
千葉県教育庁教育振興部保健体育課 御中	
報告日 年 月 日	
教育委員会(県立学校は学校)名	
(県立学校のみ) 学校長名	
記入者 職・氏名	
発生日時	年 月 日 () 時 分頃
発生場所	
当該児童生徒	年 組 氏名 性別:
事故前の状況	アレルギーの有無 無・有 ()
	エピペン® 処方されていた・処方されていない
	学校生活管理指導表 提出されていた・提出されていない
	学校給食との関連性 無・有(原因食物:)・不明
エピペン®の使用: 無・有※ (※使用者:本人・養護教諭・その他教職員・保護者・その他:)	

《報告書（様式1）に載せていただきたい内容②》

○帰宅後の自宅での様子

- ・ 食事 ・ 睡眠時間
- ・ 翌日（週）の登校
（通常登校 遅刻 欠席）
- ・ 登校後の様子
（朝の健康観察結果等）

事故後の状況	アレルギーの有無	無 ・ 有（ ）
	エピペン®	処方された（されていた） ・ 処方されていない
	学校生活管理指導表	提出される（されていた） ・ 提出されない（されていない）
今後の学校の取組		
<送付先>	給食に関連する事故：kykyushoku@mz.pref.chiba.lg.jp（担当：瀬賀） その他の事故：kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp（担当：横内）	

○今後の取組

- ★管理指導表の有無→なければ、医師に記入依頼
 - ・ 前回までの対応との変更事項
 - ・ 配慮事項（運動制限、食事制限等）
- ・ 保護者対応（面談等） ・ 連絡体制等の検証
- ・ 職員への共有 ・ 職員研修

情報提供

1 学校生活管理指導表の保険診療について

- ◆ 令和4年4月1日より学校医に対する情報提供として、診療報酬改定により保険適用されている
- ◆ 管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減
- ◆ 学校等への提出については、本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えない
- ◆ 学校医への情報共有について、当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有する必要がある。

保健医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保健適用について
令和4年4月1日 事務連絡 文部科学省初等中等教育局懸鼓教育・食育課

2 食物アレルギー表示に関する情報について



「くるみ」の特定原材料への追加



【概要】

食物アレルギーに関する表示について、医療機関等の専門家の意見を踏まえ、現在「特定原材料に準ずるもの」として任意の表示を奨励している「くるみ」について、義務表示となる「特定原材料」に移行させる。

【改正対象条項】 別表第14

【施行期日】 令和5年3月9日から令和7年3月31日まで約2年間の経過措置を設ける。

(理由) ①消費者及び事業者に対する周知、②事業者における原材料や製造方法の再確認、③事業者における容器包装の改版に時間を要するため。

特定原材料 (基準別表第14)	特定原材料に準ずるもの (通知で措置)	特定原材料 (基準別表第14)	特定原材料に準ずるもの (通知で措置)
えび かに <u>くるみ</u> 小麦 そば 卵 乳 落花生	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 【削除】 ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	えび かに <u>【新設】</u> 小麦 そば 卵 乳 落花生	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、 <u>くるみ</u> 、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◆ 「ペカンナッツ」

クルミ科

交差反応性により、クルミと同様に注意

◆ 「カシューナッツ」

従前より症例数等が増加したことを受け、
特定原材料への追加に向けた検討に着手

「ピスタチオ」はカシューナッツと同様に注意！



全国実態調査におけるカシューナッツの動向



○即時型症例数の推移 食物アレルギーによる即時型症例・ショック症例数の推移 ※消費者庁において、過去の全国実態調査より作成

年度	上段：原因食物(症例数の順位)、中段：件数、下段：調査年における割合																			
	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	ソバ (7)	キウイ (8)	くるみ (9)	大豆 (10)	バナナ (11)	ヤマモモ (11)	カニ (13)	カシューナッツ (14)	モモ (14)	ゴマ (16)	サバ (17)	サケ (18)	イカ (18)	鶏肉 (20)
平成24年度 調査対象2,964名	1153	645	347	151	104	80	65	41	40	28	24	24	19	18	13	12	11	10	10	7
	39.0	21.8	11.7	5.1	3.5	2.7	2.2	1.4	1.4	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
平成27年度 調査対象4,044名	1626	1034	581	260	180	134	95	74	71	55	50	37	35	33	27	25	19	19	15	14
	35.0	22.3	12.5	5.6	3.9	2.9	2.0	1.6	1.5	1.2	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
平成30年度 調査対象4,891名	1681	1067	512	251	247	184	121	85	82	80	77	38	28	24	22	21	20	15	14	13
	34.7	22.0	10.6	5.2	5.1	3.8	2.5	1.8	1.7	1.6	1.6	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
令和3年度 調査対象8,090名	2028	1131	533	463	370	300	174	152	87	79	69	48	45	42	34	34	33	29	28	22
	33.4	18.6	8.8	7.6	6.1	4.9	2.9	2.5	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4

○ショック症例数の推移

年度	上段：原因食物(症例数の順位)、中段：件数、下段：調査年における割合																			
	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	エビ (5)	イクラ (6)	ソバ (7)	バナナ (8)	カシューナッツ (8)	くるみ (10)	カニ (11)	大豆 (11)	キウイ (11)	リンゴ (11)	コメ (11)	サバ (11)	イカ (11)	15品目 (18)		
平成24年度 調査対象2,964名	77	66	64	20	14	12	11	5	5	4	2	2	2	2	2	2	2	1		
	25.1	21.5	20.8	6.5	4.6	3.9	3.6	1.6	1.6	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3		
平成27年度 調査対象4,044名	136	124	94	27	15	10	9	7	7	6	5	4	4	3	3	3	3	2	1	
	27.8	25.4	19.2	5.5	3.1	2.0	1.8	1.4	1.4	1.2	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.2	
平成30年度 調査対象4,891名	125	118	87	42	38	18	15	14	12	8	5	3	2	2	2	2	2	2	1	
	23.9	22.5	16.6	8.0	7.3	3.4	2.9	2.7	2.3	1.5	1.0	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	
令和3年度 調査対象8,090名	156	144	98	58	46	30	20	13	8	8	7	7	6	6	5	4	4	3	3	
	23.6	21.8	14.8	8.8	7.0	4.5	3.0	2.0	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5	

くるみの特定原材料への追加等について 消費者庁

千葉県救急搬送原因食品事例

	令和5年度 4月～7月	令和4年度
		木の实 2
		甲殻類 2
		小麦 2
		甲物 0
新相登症	木の实 3	
	魚 1	
		くるみ 2件
	果物 1	きのこ 1
初発元征以外	魚 1	デザート 1

カシューナッツ 2件
くるみ 1件

くるみ 2件

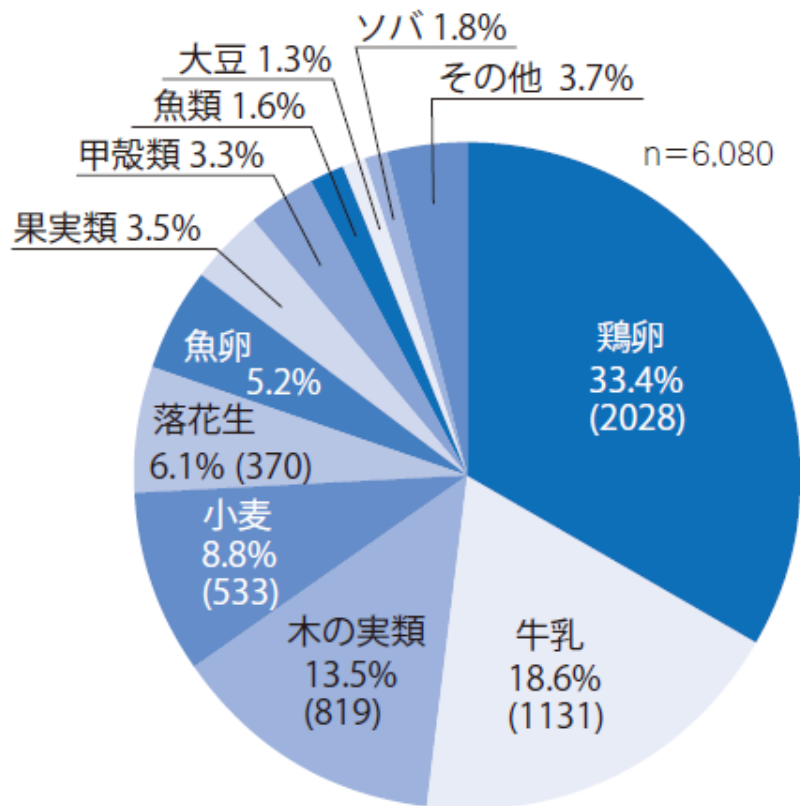
■食物アレルギー表示対象品目

表示	用語	品目 [※]
義務	特定原材料（8品目）	えび・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）
推奨	特定原材料に準ずるもの（20品目）	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・やまいも・りんご・ゼラチン

※ 特定原材料に準ずるカシューナッツについては、現在、木の実類の中でのくるみに次いで症例数の増加等が認められることから、アレルギー表示をしていない食品関連事業者等におかれては、可能な限り表示するようにより一層努めてください。

※ 特定原材料等の範囲は、原則として、日本標準食品分類の番号で指定されている範囲のものを指します（詳しくは P.28 『3. 特定原材料等の範囲』にて記述）。

3 食物アレルギー発症の傾向について



アレルギーの原因食物

出典：「令和3年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書」（独立行政法人国立病院機構相模原病院）から

種類	n	全体に対する %
くるみ	463	7.6%
カシューナッツ	174	2.9%
マカダミアナッツ	45	0.7%
アーモンド	34	0.6%
ピスタチオ	22	0.4%
ペカン	19	0.3%
ヘーゼルナッツ	17	0.3%
ココナッツ	8	0.1%
カカオ	1	0.0%
クリ	1	0.0%
松の実	1	0.0%
ミックス・分類不明	34	0.6%
合計	819	

木の実類の内訳

食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業 報告書
令和5年3月 消費者庁 より

表 2 年齢群別原因食物（粗集計）

	0 歳 (1,876)	1・2 歳 (1,435)	3-6 歳 (1,525)	7-17 歳 (906)	≥18 歳 (338)
1	鶏卵 60.6%	鶏卵 36.3%	木の実類 27.8%	牛乳 16.9%	小麦 22.5%
2	牛乳 24.8%	牛乳 17.6%	牛乳 16.0%	木の実類 16.8%	甲殻類 16.9%
3	小麦 10.8%	木の実類 15.4%	鶏卵 14.7%	鶏卵 14.5%	果実類 9.8%
4		魚卵 8.2%	落花生 12.0%	甲殻類 10.2%	魚類 7.7%
5		落花生 6.6%	魚卵 10.3%	落花生 9.1%	木の実類 5.9%
6		小麦 5.8%	小麦 6.7%	果実類 7.8%	牛乳 5.0%
7				小麦 7.6%	
小計	96.2%	89.8%	87.5%	82.8%	67.8%

注釈：各年齢群で5%以上の頻度の原因食物を示した。また、小計は各年齢群で表記されている原因食物の頻度の集計である。

原因食物の頻度(%)は小数第2位を四捨五入したものであるため、その和は小計と差異を生じる。

4 アレルギー疾患に関する調査報告書について

令和5年3月発行 公益財団法人 日本学校保健会

児童生徒の各種アレルギー疾患の実態や教育委員会、学校等の取組状況を把握するために、約10年ぶりに調査を実施【ポイント】

★アレルギー疾患有病率

食物アレルギーは4.5%から6.3%と1.4倍に増加

★食物アレルギー対応に関するマニュアルや指針の状況

提示していない市町村教育委員会の割合9.4%

4 アレルギー疾患に関する調査報告書について

【ポイント】 食物アレルギー学校給食関連事項

(完全給食及び捕食給食を実施している学校の状況)

★面談の実施

- ・ アナフィラキシーを有する全員に行った 30.9%
- ・ 食物アレルギー・アナフィラキシーを有する者のうち、
- ・ 必要な者のみに行った 56.1%
- ・ 行っていない 12.9%

★学校給食の対応

- ・ 除去食・代替食での対応が多い食品 : 鶏卵、生乳・乳製品
- ・ 詳細な献立表と一部弁当対応が多い食品 : 魚類、果物、小麦
- ・ 給食では提供しない割合が多い食品 : ソバ、ピーナッツ

ご清聴
ありがとうございました